

# 利用料金表

令和6年6月1日版

## 訪問リハビリテーション

(要介護の方)

### 【基本報酬】

名称	単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問リハビリテーション費	1回40分	6,160円	616円	1,232円	1,848円
	1回60分	9,240円	924円	1,848円	2,772円

### 【加算】

名称	算定単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
短期集中リハビリテーション実施加算	/1回	2,000円	200円	400円	600円
リハビリテーションマネジメント加算 口	/1月	2,130円	213円	426円	639円
医師が利用者等に説明し同意を得た場合	/1月	2,700円	270円	540円	810円
サービス提供体制加算(Ⅱ)	/1回	30円	3円	6円	9円

### 【減算】

名称	算定単位	軽減額	利用者軽減額		
			1割	2割	3割
訪問リハ計画診療未実施減算	/1回	-500円	-50円	-100円	-150円

## 介護予防訪問リハビリテーション

(要支援の方)

### 【基本報酬】

名称	単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
訪問リハビリテーション費	1回40分	5,960円	596円	1,192円	1,788円
	1回60分	8,840円	894円	1,788円	2,682円

### 【加算】

名称	算定単位	利用料	利用者負担額		
			1割	2割	3割
短期集中リハビリテーション実施加算	/1回	2,000円	200円	400円	600円

### 【減算】

名称	算定単位	軽減額	利用者軽減額		
			1割	2割	3割
訪問リハ計画診療未実施減算	/1回	-500円	-50円	-100円	-150円
長期利用減算	/1回	-30円	-3円	-6円	-9円

【交通費】

運営規程に定めた通常の事業の実施地域外におけるサービス提供につきましては、次の料金が加算されます。

- 公共交通機関を使用の場合 実施地域を超えたところから、利用した実費
- 自動車・バイクの場合 実施地域を超えたところから、片道 1km あたり 50 円(税込)

補足

【項目の説明】

項目	内容
訪問リハビリテーション費	訪問リハビリテーションを実施した場合の基本料金。 1回 20 分以上の指導を行った場合に、1週に 6 回を限度として算定。
短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は認定日から起算して3月以内の期間に、医師の指示により集中的なりハビリテーションを実施した場合に加算。(1 週 12 回まで実施可能)
リハビリテーション マネジメント加算 □ (要介護の方のみ)	以下をすべて満たす場合に算定可能 ✓ 事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下、「療法士等」)、その他の職種が共同し、継続的にリハビリテーションの質を管理していること。 ✓ 事業所の医師が、療法士等に対し、利用者のリハビリテーションの目的に加え、「リハビリテーション開始前や実施中の留意事項」、「やむを得ずリハビリテーションを中止する際の基準」、「リハビリテーションにおける利用者に対する負荷」等のうち、いずれか 1 つ以上の指示を行うこと。 ✓ 医師、または指示を受けた療法士等が、指示の内容が上記の基準に適合することが明確にわかるように記録すること。 ✓ リハビリテーション会議を開催し、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有し、会議の内容を記録すること。 ✓ リハビリテーション計画について、計画の作成に関与した療法士等が、利用者またはその家族に説明し、同意を得るとともに、説明した内容等を医師へ報告すること。 ✓ 3 月に 1 回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じてリハビリテーション計画を見直していること。 ✓ 事業所の療法士等が、介護支援専門員に対し、利用者の有する能力、自立のために必要な支援方法、日常生活上の留意点に関する情報提供を行うこと。 ✓ 事業所の療法士等が、担当ケアマネジャーと利用者の居宅を訪問し、ケアマネに対しリハビリテーションに関する専門的な見地から介護の工夫に関する指導と日常生活上の留意点に関する助言を行うこと、または、療法士等のみで訪問し、利用者の家族に対し、リハビリテーションに関する専門的な見地から介護の工夫に関する指導と日常生活上の留意点に関する助言を行うこと。 ✓ 上記の要件を満たしていることを確認し、記録すること。 ✓ 利用者ごとのリハビリテーション計画書の内容等の情報を「LIFE」を用いて提出し、フィードバック情報等を活用していること。
医師が利用者等に説明し同意を得た場合	リハビリテーション計画について、事業所の医師が、利用者又はその家族に説明し、同意を得ること
訪問リハ計画診療未実施減算	訪問リハビリテーションを実施するにあたり、事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に減算される。
長期利用減算 (要支援の方のみ)	利用開始から一定の期間(12 月)が経過した利用者に対し、継続して訪問リハビリテーションを実施した場合に減算される。

【利用料金について】

上記利用料金は、「1日」または「1回」の単位数に地域単価「10円/単位」をかけて算出していますが、実際の請求金額は1か月ご利用の合計単位数に地域単価「10円/単位」をかけて算出いたしますので多少の誤差が生じます。予めご了承ください。

なかにし整形外科 訪問リハビリテーション  
〒516-0051 三重県伊勢市上地町 4214-1  
電話:070-2661-4501